

あわらし縁結び推進事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施趣旨

市では、少子化対策の一環として、婚活支援を継続的に行っており、縁結び推進事業において、出会い支援イベントの企画・運営及び成婚に繋げるフォローアップ業務を委託により行う。

なお、この要領は、本業務に最も適当と判断される業務内容及び委託者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務名称

あわらし縁結び推進事業業務（以下「業務」という。）

3 業務内容

別紙公募仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

4 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 選定方法

本業務に対する適切な事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。この方式は、本業務の受託を希望する事業者を公募し、その応募者から提出される提案書類及び応募者のプレゼンテーション等により、当該応募者の適正及び遂行能力について審査し、適切な事業者を選定する。

6 実施者及び担当課

実施者：あわらし市

担当課：あわらし創造戦略部市民協働課 市民活躍推進グループ

〒919-0692 福井県あわらし市市姫三丁目1番1号

電話番号 0776-73-8003（直通）

FAX 0776-73-1350

E-mail kyoudo@city.awara.lg.jp

7 プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) あわらし市入札参加資格に登録されているものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当し

ないものであること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないもの及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしているもの及び申立てをなされているもので、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けているもの。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないもの及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしているもの及び申立てをなされているもので、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けているもの。
- (5) 参加表明書類の提出日において「あわらし契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けていないもの及び指名停止の措置要件に該当しないものであること。
- (6) 国税及び地方税を滞納しているものでないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。
- (8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるものであること。

8 プロポーザルの日程

事務内容 期間・期日

- ① 手続き開始の公告 令和 7 年 4 月 25 日（金）
- ② 実施要領等の配布 令和 7 年 4 月 28 日（月）～令和 7 年 5 月 8 日（木）
- ③ 質問受付 令和 7 年 4 月 28 日（月）～令和 7 年 5 月 8 日（木）
- ④ 参加表明書類等受付 令和 7 年 4 月 28 日（月）～令和 7 年 5 月 26 日（月）
- ⑤ 企画提案書等受付 令和 7 年 4 月 28 日（月）～令和 7 年 5 月 26 日（月）
- ⑥ 提案内容審査（プレゼンテーション等）令和 7 年 6 月 18 日（水）
- ⑦ 審査結果通知書交付 令和 7 年 6 月 25 日（水）

9 質問書の提出

- (1) 要領等の内容について疑義のある場合は、令和 7 年 5 月 8 日（木）までに質問書（様式第 4 号）を担当課宛て、電子メールで送付すること。
- (2) 電話、来庁、FAX における口頭等での質問は受け付けないものとする。
- (3) 質問に対する回答については、競争上の地位その他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、あわらしホームページにて、令和 7 年 5 月 13 日（火）までに随時公表する。

10 参加表明に関する書類の提出

(1) 参加表明に関する提出書類

参加表明に関する提出書類は以下の通りとすること。

様式第1号から第3号の順に並べ、左上隅をホチキス留めし、1綴り作成すること。

ア プロポーザル参加意思表明書（様式第1号）

イ 会社概要説明書（様式第2号）

ウ 履行実績確認書（様式第3号）

記載した業務のうち、いずれか1件分の契約書の写し及び仕様書等の写しを添付すること。

(2) 提出方法

ア 担当課への持参を原則とする。

イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加表明書類等在中」と朱書し、令和7年5月26日（月）までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わないこととする。

(3) その他

ア 受付期間内に参加表明書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できないこととする。

イ 提出された参加表明書類等は返却しないこととする。

ウ 参加表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。

エ 参加表明後に辞退する場合は、令和7年5月28日（水）午後3時までに、書面による辞退届（任意様式／捺印有り）を担当課まで提出すること。

11 参加資格の取り消し

参加表明書類等の提出後から優先交渉権者決定までの間に、次のいずれかの事項に該当する場合は、参加資格を取り消すこととする。

(1) 参加表明書類等の提出書類に虚偽の記載があった場合。

(2) 「あわら市契約に係る指名停止措置要綱」に基づく指名停止の措置を受ける等、参加者及び協力会社が社会的不祥事にに関わり、公共事業の受託者として相応しくないと認められる場合。

(3) 参加者が参加資格要件を充たさなくなった場合。

(4) その他、本要領に違反すると認められる場合。

12 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出

「仕様書」に基づき、次に掲げる書類を提出すること。

提案内容は、本プロポーザルの実施趣旨や業務目的に沿うものであること。

- ア 企画提案書提出届（様式第5号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 実施スケジュール（任意様式）
- エ 見積書（任意様式）
- オ 実施体制調書（様式第6号）
- カ 暴力団又は暴力団員等でないことなどに関する表明・確約書（様式第7号）
- キ 会社概要（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- ク 財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）ホームページ等で閲覧可能な場合、公開URL

（2）提出方法

- ア 担当課への持参を原則とする。
- イ 受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。
- ウ やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と朱書きし、令和7年5月26日（月）までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わない。

（3）提案書等作成上の留意点

ア 企画提案書

- ①A4版 横書 左綴じ（様式自由）、会社名は入れない。
- ②データ及び紙面で5部提出すること。
- ③表紙を付け「あわらし縁結び推進事業委託業務」と記載すること。
- ④提出期限後の企画提案書等の差替は認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。
- ⑤本プロポーザルにおいて、企画提案をすることができるのは1案だけである。

イ 見積書

- ①見積書記載金額については、業務全体の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらにそれらの合計金額を明記すること。
- ②見積書については、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。
- ③参加料を徴収する場合は、収入額として見積書に明記すること。また、イベント運営に係る費用から収入額を差し引いた額を見積額とし、その上限を989,560円（税込）とする。なお、見積額が上限を超える提案については失格とする。
- ④提出部数は1部とする。
- ⑤宛先を「あわらし市長」、業務名を「あわらし縁結び推進事業委託業務」とし、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印す

ること。

13 プレゼンテーション等の実施

- (1) 企画提案書等を提出したものは、プレゼンテーションを行わなければならない。
- (2) 実施日は、令和7年6月18日（水）に実施し、詳細は企画提案書等を提出したものに対して連絡する。
- (3) プレゼンテーションの参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 説明時間は、企画提案内容説明を20分程度、その後の10分程度をヒアリングとするが、時間については追って通知する。
- (5) 企画提案書に基づき、提案の要点、意図やアピールポイントなどについて説明を行うこと。なお、特段の理由なく追加の資料の配布は認めない。
- (6) 業務責任者となる予定の者は、原則出席すること。
- (7) ホワイトボード、スクリーン、プロジェクターは主催者で用意するが、パソコンその他の機器等は、持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。また、機器調整は事前に行うこと。

14 提案内容の審査及び結果通知

- (1) 本プロポーザルにおける優先交渉権者を選定するため、選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会において、以下のとおり定める審査基準に基づいて評価及び採点を行い、優先交渉権者を1者選定する。

審査項目	審査基準	配点
(1)企画提案力	①本業務に対する基本的な考え方が具体的かつ適切か	10
	②参加者を集めやすい募集方法、時期、時間料金設定などを考慮しているか	10
	③各イベントの内容が明確に示されているか	10
	④参加男女の交流機会を多く設けているか	10
	⑤工夫やアイデアが豊富で魅力的なイベントか	10
	⑥天候の変化等への対応を考慮した内容か	10
	⑦準備、片付けを含め、適切な運営が確保できるタイムスケジュールか	10
	⑧地域資源の把握は適切か	10
	⑨参加者が安心して参加できるプログラムか	5
	⑩積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか。	5
(2)業務遂行能力	⑪過去の実績から業務遂行能力が十分あると認められるか	5
	⑫個人情報の管理は徹底しているか	5

- (3) 優先交渉権者は、評価点及び価格点の総合計点の最高得点者となる。なお、評価点及び価格点の総合計点が同点の場合は、出席した委員の過半数で決定する。
また、総合計点が100点満点中50点を満たさない場合は優先交渉権者とならない。
- (4) 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- (5) 選考結果は、令和7年6月25日（水）までにすべての企画書提案者に発送する。
- (6) 選考結果への問い合わせについては、文書発送日の翌日から起算して7日間に限り、「当該提出者の得点」及び「順位」のみ応じる。
- (7) 審査内容、結果についての異議は認められない。

15 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。その場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となるものとする。

- (1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合。
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合。
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合。
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合。
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合。
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

16 契約の締結

- (1) 提案された業務内容は、契約前の段階において市と優先交渉権者、双方協議の上、若干の修正を行うことがある。
- (2) 優先交渉権者との協議が整ったときは、当該事業者を受託者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。
- (3) 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、本プロポーザルの評価が次順位の者を優先交渉権者とし、協議が整ったときは、当該事業者を受託者として決定し、契約を締結するものとする。
- (4) その他、「あわらし契約事務規則」を遵守すること。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成等、本プロポーザルに要する費用及び業務実施に係る準備行為に

については、すべて提案者の負担とする。

- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 提出書類は、あわら市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要事項については主催者が定める。